

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した心身障害者の医療費の助成に関する条例（以下「条例」という。）に基づく心身障害者医療費助成制度助成事由消滅処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和 4 年 8 月 1 2 日付けで行った心身障害者医療費助成制度助成事由消滅処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張する。

本件処分は、所得制限超過のためであるが、請求人は令和 2 年 1 月に〇〇を発症し、〇〇、〇〇障害が残り、身体障害者〇級と認定されている。令和 3 年に夫の扶養に入り、現在は働ける状態ではないため、無収入である。

請求人は平成 2 9 年に借金をして歯科クリニックを開業したが、3 年経過したときに病に倒れた。医療社団法人と引き合わせていただき、借金と相殺できる程度の額面で当該クリニックをご購入いただき、入金されたのが令和 3 年 1 1 月であった。

借金を返済し、令和4年3月には、請求人の個人事業主として最後の確定申告を行い、納税して「廃業」した。

確定申告上は売却益＝所得が発生しているように見えるが、内幕は借金の返済と納税でマイナスである。

障害者となった請求人は、週3回の訪問リハビリテーション、脳神経外科での定期的MRI診断など、医療費がかかる。

夫は、平均的な会社員で、収入が特段あるわけではない。

もはや手元には無い「所得」超過を理由とする本件処分は非常に厳しいものがあり、個別の事由として本件処分を取り消し、助成の継続をお願いしたい。

請求人は、歯科医師の道を突然断たれ、障害が残ったことを嘆き、自身のリハビリや検査で家計に負担がかかることに非常にナーバスになっている。負担が1割から3割へと3倍になるのは相当な痛手である。

「所得制限超過」でも、実際は病に全てを持っていかれて、何も残らないケースもあるのだとご理解いただきたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 5月29日	諮問
令和5年10月16日	審議（第82回第4部会）
令和5年11月24日	審議（第83回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 条例等の定め

条例2条は、この条例による医療費の助成を受けることのできる者（以下「対象者」という。）について、重度の障害者であること（1項）に加えて、対象者又は対象者の世帯主の所得が所得制限基準額を超えないこと（2項1号）を要件としており、これを超える場合は、当該所得のあった年の翌年の9月1日から1年間、対象者とししない旨定めている。

そして、所得制限基準額については、心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「規則」という。）2条に、また、対象者又は対象者の世帯主の所得の額の計算方法については、同4条に規定している。

規則2条は、条例2条2項1号の所得制限基準額について、所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数が0人の場合は3,604,000円であると定める。

規則4条1項は、条例2条2項1号の所得の額について、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法313条1項に規定する総所得金額等の合計額とし、同条2項1号において定める各種控除額には、医療費控除、社会保険料控除額に相当する額等を挙げている。

2 本件処分について

これを本件についてみると、まず、請求人に係る令和4年度個人課税台帳によれば、請求人の令和3年の事業所得はマイナス1,233,519円であり、これと総合譲渡短期所得8,935,562円とを合計した総所得金額（規則4条1項）は、7,702,

043円である。

次に、当該総所得金額から、医療費控除相当額（1,990,335円）及び社会保険料控除相当額（473,857円）の合計金額2,464,192円（規則4条2項1号）を控除すると、規則4条により算出される請求人の令和3年における所得（以下「本件所得」という。）は、5,237,851円と認められる。

請求人に係る規則2条に定める所得制限基準額は、3,604,000円（扶養親族等の数が0人の場合）であり（上記1）、本件所得が当該所得制限基準額を超えていることは明らかである。

そうすると、請求人は、本件所得のあった年の翌年の9月1日に当たる令和4年9月1日から1年間は、心身障害者医療費助成の対象者にはなり得ないものというほかなく、「所得制限超過」を理由になされた本件処分を、違法又は不当なものとする認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、令和3年中の所得は、歯科クリニックの売却によるものであり、確定申告上は所得が発生したように見えても、開業時の借金の返済と納税でマイナスであって、請求人の医療費の負担が3倍となる本件処分には納得できない旨主張する。

しかし、請求人の主張するような個別の事情を考慮することを認める規定は存在せず、上記2のとおり本件処分が条例等の規定に従い適正になされている以上、当該主張を本件処分の取消しを求める理由として採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適

正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、大橋真由美、山田攝子